

議案第 1 9 号	三田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	行政手続法の一部改正に伴い、市民の権利利益の保護の一層の充実を図ることを目的として、行政指導の中止の求めや処分の求めについて新たに定める等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正内容】</p> <p>1 行政指導の方式（条例第 3 3 条第 2 項として追加） 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示す場合に、その相手方へ、次に掲げる事項を示さなければならないこととする。</p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p> <p>2 行政指導の中止等の求め（条例第 3 4 条の 2 として新設） 法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律又は条例に規定されているものについて、相手方からの中止等の求めを端緒として、市が改めて調査及び確認を行う手続を定めることで、当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図る。</p> <p>3 処分等の求め（条例第 3 5 条の 2 として新設） 法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分（その根拠が条例等にあるもの）又は行政指導（その根拠が法律又は条例にあるもの）を行う手続を定めることで、行政運営における公正を確保し、市民の権利利益の保護を図る。</p> <p>【施行期日】 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>	